

水道事業料金徴収・浄水場運転監視等業務委託
受託事業者選定基準

令和2年 8月
吉川市水道事業

この受託事業者選定基準は、吉川市水道事業（以下「市」という。）が実施する「水道事業料金徴収・浄水場運転監視等業務委託」を受託する民間事業者（以下「受託事業者」という。）の選定を行う際の手順、方法及び選定基準を定めたものであり、本業務に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）に交付する以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「公募要領等」という。）。

1. 公募要領
2. 要求水準書
3. 受託事業者選定基準【本書】
4. 契約書（案）
5. 提出書類様式集

応募事業者は、公募要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出するものとする。

目次

第1章	審査方法	1
1	審査方式	1
2	受託事業者選定手順	1
3	委員会の設置	2
第2章	資格審査及び事前審査	2
1	応募資格審査	2
(1)	応募資格確認申請書等の確認	2
(2)	応募資格要件の確認	2
2	業務提案に係る事前審査	2
(1)	業務提案書等の確認	2
(2)	事前審査の内容	2
(3)	事前審査による選定	2
第3章	提案審査	2
1	プレゼンテーション及びヒアリング	2
(1)	実施時期等	3
(2)	実施方法	3
2	提案内容の審査	3
(1)	審査方法	3
(2)	総合評価点の算出	3
3	受託事業者の選定	3
(1)	選定候補者の決定	3
(2)	優先交渉権者及び受託事業者の決定	4
第4章	総合評価点の算出方法	4
1	業務提案に係る審査項目	4
2	総合評価点の算出方法	5

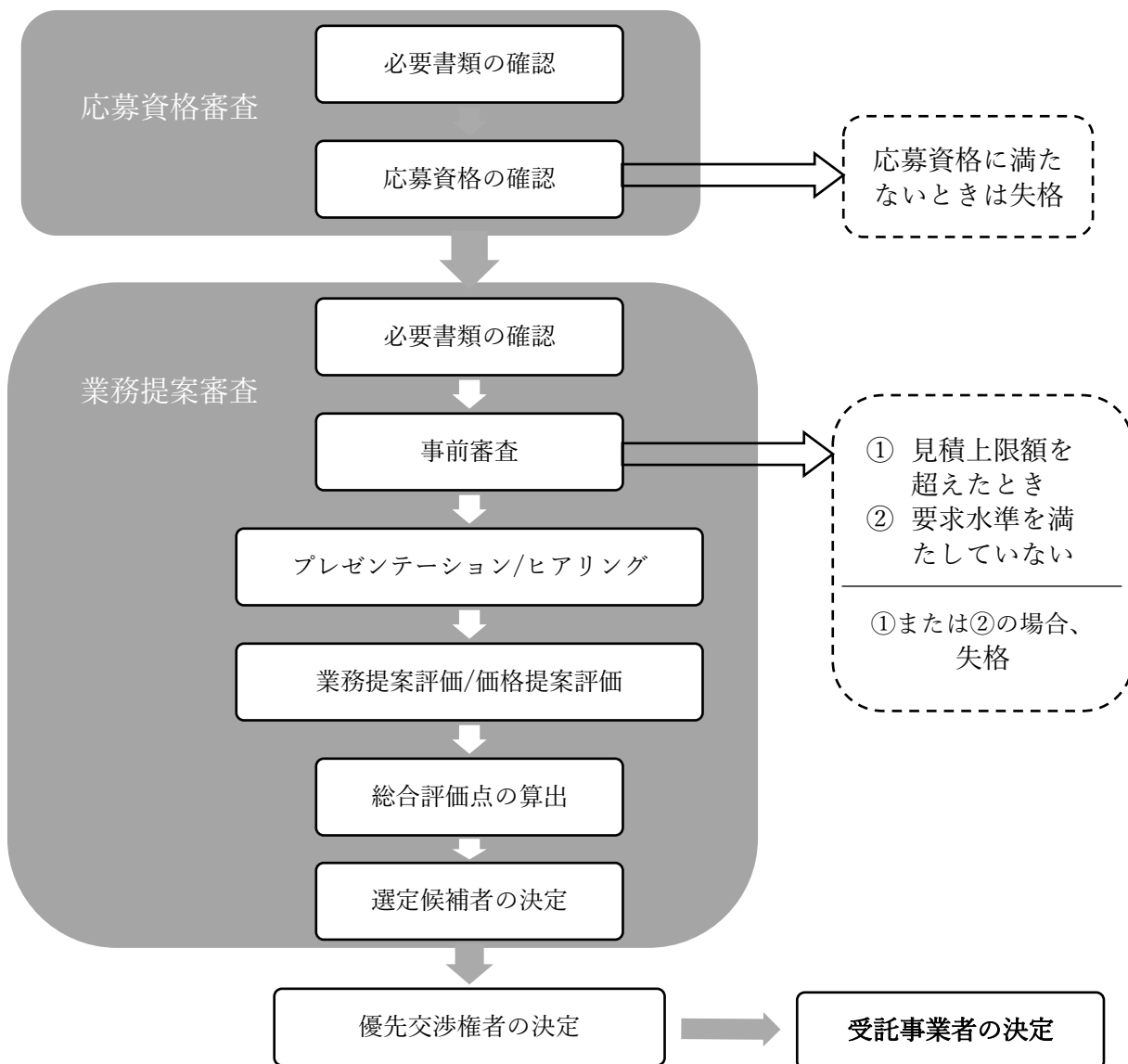
第1章 審査方法

1 審査方式

受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、本事業の目的に最も合致した業務遂行能力等を有する事業者を選定する。

2 受託事業者選定手順

受託事業者決定までのフローは下図に示すとおり



3 委員会の設置

市は、応募事業者から提出された業務提案書の記載内容の評価に当たり、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、有識者等を含む「吉川市水道事業プロポーザル方式による事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。なお、委員会委員の氏名及び所属は、優先交渉者決定後に公表するものとする。

第2章 資格審査及び事前審査

1 応募資格審査

(1) 応募資格確認申請書等の確認

市は、応募事業者から提出された応募資格確認申請書提出書類について、公募要領に定める書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 応募資格要件の確認

市は、応募事業者が公募要領に記載した応募資格要件を満たしていることを確認する。応募資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 業務提案に係る事前審査

(1) 業務提案書等の確認

市は、応募事業者から提出された業務提案に係る提出書類について、公募要領に定める必要書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 事前審査の内容

市は、応募事業者からの提出書類について、公募要領等に基づき、次に掲げる事項を事前審査する。条件を満たしていない場合は失格とすることができる。

- ① 価格提案が見積上限額以下であること。
- ② 提案内容が要求水準を満たしていること。

(3) 事前審査による選定

応募事業者が多数の場合等、委員会が必要と判断したときは、「第4章 総合評価点の算出方法」に基づく市による事前審査結果を委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することができるものとする。

第3章 提案審査

1 プレゼンテーション及びヒアリング

市は、資格審査及び事前審査を通過した応募事業者を対象として、提案内容の確認等のため、応募事業者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。実施の詳細については、事前に応募事業者に通知するものとする。

(1) 実施時期等

実施時期は、令和2年11月上旬を予定し、日時、場所及びヒアリング内容等の詳細については、事前に応募事業者へ通知するものとする。

(2) 実施方法

応募事業者によるプレゼンテーションは、次のとおり行う。なお、その他事項については、実施時期と併せて通知するものとする。

- ① プレゼンテーションは、公正を期すため、応募事業者名を伏せて実施する。
- ② 参加人数は5名以内とし、本業務における総括責任者は必ず出席すること。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- ④ プレゼンテーションは、1応募事業者につき40分以内、ヒアリングは20分程度とする。
- ⑤ プレゼンテーションは、業務提案書に記載したものに限り、追加の提案は認めない。
- ⑥ プレゼンテーションに必要な機材等については、市が準備するものは下記のとおりとする。この他に必要な機材等があるときは、応募事業者が準備するものとする。
 - ・ プロジェクター
 - ・ スクリーン
 - ・ ノート PC (マウス付)
 - ・ レーザーポインタ

※ プレゼンテーション用に作成したパワーポイント等が市で準備する機材を使用し、(ソフトの互換性等により)不具合が発生する可能性も考えられるため、機器の接続プラグ形式や使用するソフトのバージョンについては、事前に市へ確認すること。

2 提案内容の審査

(1) 審査方法

委員会は、業務提案の内容に対し、「第4章 1 業務提案に係る審査項目」に示す審査項目に基づき、専門的見地から評価を行う。

(2) 総合評価点の算出

総合評価点の算出方法については、「第4章 総合評価点の算出方法」に示すものとする。

3 受託事業者の選定

(1) 選定候補者の決定

委員会は、総合評価点により応募事業者の評価順位を決定し、最も評価点が高い応募事業者を選定候補者とする。最高評価点が2者以上となったときは、第4章に定める業務提案評価点の最も高い提案者を選定候補者とする。この場合においても同点の場合は、各委員の投票により選定候補者を決定するものとする。

(2) 優先交渉権者及び受託事業者の決定

市は、委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、契約交渉を行う。優先交渉権者との契約締結をもって受託事業者の決定とし、業務の引継ぎ等を開始するものとする。

第4章 総合評価点の算出方法

1 業務提案に係る審査項目

業務提案に係る審査項目は下表の1～8項目とする。

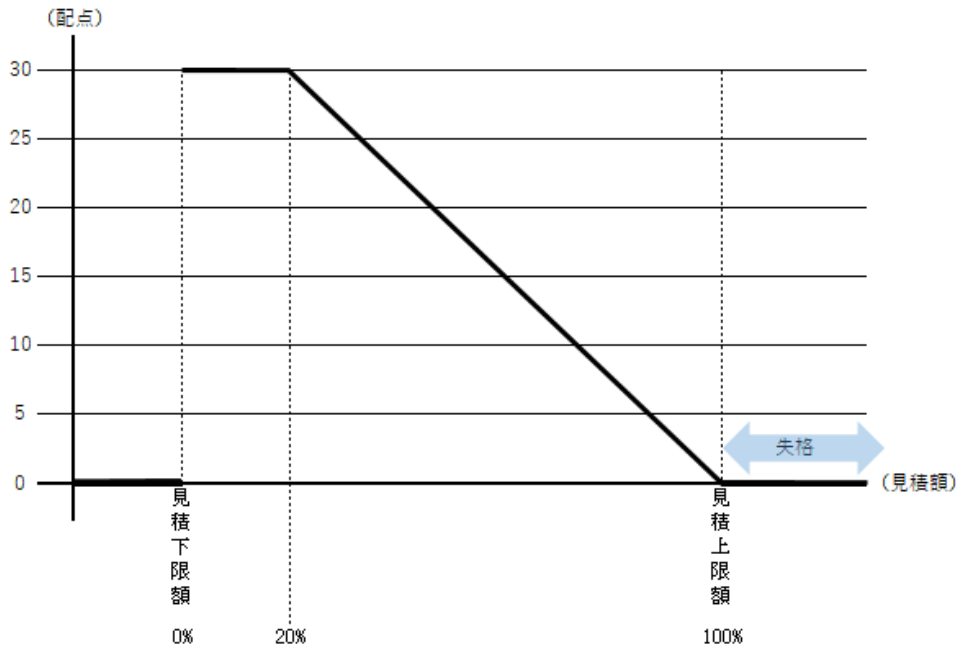
審査項目		審査の視点	配点	項目別 配点計	
1	会社概要に関する こと	①企業の経営方針、財務状況	3	6	業務 提案 評価 点
		②業務受託実績	3		
2	料金関連業務 に関する事項	①窓口・電話対応の具体的な実施方法について	3	13	
		②検針から収納までの具体的な実施方法について	3		
		③収納率向上のための改善方策について	4		
		④業務の効率化及び住民サービス向上のための具体的な実施方法について	3		
3	給水申込受付 等業務に関する 事項	①メーター交換に関する周知方法について	3	10	
		②メーター交換において未交換箇所の対応について	2		
		③給水申請相談や埋設管調査に関する窓口対応時の方法について	3		
		④メーターの在庫管理の方法について	2		
4	施設維持管理 業務に関する事 項	①夜間電話対応時の工夫・改善について	2	13	
		②ユーティリティ（主に電力）削減について	2		
		③運転管理業務における工夫・改善について	3		
		④保守点検の方法や工夫・改善について	3		
		⑤運転記録・点検記録のデータ管理方法について	3		
5	水質管理業務 に関する事項	①水質事故等の緊急時の対応・体制について	2	10	
		②配水管網末端残塩を確保するための方法や工夫について	4		
		③水質測定結果のデータ管理や結果報告の方法について	4		
6	危機管理に関 する事項	①危機管理に対する考え方	2	5	
		②災害等発生時におけるバックアップ体制	3		
7	人員配置や人 材育成に関する 事項	①各業務の人員配置について	2	13	
		②経験者及び有資格者の配置について	2		
		③従業員の育成方法（研修制度等）	2		
		④地元からの雇用計画	2		
		⑤技術・知識の継承方法	5		
8	価格に関する事項		30	30	価格 評価点
総合評価点				100	

2 総合評価点の算出方法

審査項目1～7に示す事項について、以下に示す評価基準に基づき3段階に評価する。この評価は、委員会が行うものとし、審査項目ごとについて各審査員が採点した結果の平均値を算出し、その合計点を業務提案評価点とする。なお、業務提案評価点は、小数点第2位まで算出するものとする。

評価基準	得点化方法
特に優れていると認められる。採用したい。	配点×1.00
優れていると認められる。	配点×0.75
悪くはない。優劣の判断し難い。	配点×0.50
優れているとは認められない。採用したくない。	配点×0.00

また、審査項目「8.価格に関する項目」の価格評価点については、市が定める見積上限額及び見積下限額の範囲内のみを採点対象とする。市の見積下限額未満の見積額だった場合は0点とし、見積上限額を超える見積額の場合は失格とする。



見積下限額～見積上限額範囲内の配点方法については、見積下限額を基準：0%、見積上限額を100%とし、0%を超え20%以下の見積額だった場合は30点とし、20%を超え100%以下の見積額だった場合は上図のような直線補間により評価算定する。

なお、見積額が20%を超え100%以下だった場合の配点Sは、次式により算出するものとする。価格評価点は、小数点第2位まで算出するものとする。

$$S = -0.375X + 37.5$$

X：限度額内割合（%）

総合評価点は、業務提案評価点及び価格評価点の合計値とし、小数点第2位まで算出するものとする。